

○高橋ひでとし委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、認定第4号、議案第1号、議案第18号、報告第1号ないし報告第3号及び報告第6号の以上8件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 提出議案のうち、総務常任委員会の所管に係る認定第1号及び第4号、議案第1号並びに報告第1号及び第2号につきまして、順次、御説明申し上げます。なお、金額は1千円単位で御説明いたします。

まず、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算でございますが、各会計歳入歳出決算事項別明細書146ページを御覧ください。歳入総額が1千824億7千959万5千円、歳出総額が1千807億9千463万6千円となり、歳入歳出差引き額、いわゆる形式収支で16億8千495万9千円の剰余となったところでございます。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源2億936万3千円を差し引いた実質収支は、14億7千559万6千円となっております。なお、実質収支の2分の1に相当する額7億3千779万8千円は、条例に基づき、財政調整基金に編入しております。

次に、認定第4号の令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算でございますが、事項別明細書174ページを御覧ください。歳入総額が8千193万4千円、歳出総額が8千186万7千円となり、形式収支及び実質収支ともに6万7千円の剰余となっております。

続きまして、総務常任委員会の所管に係る決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の主な事業の執行状況につきまして御説明申し上げます。事項別明細書と、主要施策の成果報告書に記載があるものについては、こちらも併せてページ数等の御説明をさせていただきます。

まず、総合政策部所管分でございます。事項別明細書の88、89ページ、2款総務費1項総務管理費9目企画費、旭川市立大学運営費9億540万1千982円でございます。主要施策の成果報告書では22ページを御覧ください。これは、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、旭川市公立大学法人評価委員会の開催や、公立大学法人旭川市立大学運営費交付金の交付などを行ったものでございます。

同じく企画費、旭川市立大学施設整備補助金4億6千91万8千円でございます。主要施策の成果報告書では23ページを御覧ください。これは、旭川市立大学が実施する新学部施設整備に係る費用のうち、実施設計、建設費用など、令和6年度分の支払いに関わる補助を行ったものでございます。

続きまして、行財政改革推進部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書では84、85ページ、2款総務費1項総務管理費2目人事管理費、業務改善推進費5千950万5千451円でございます。こちらは、主要施策の成果報告書では67ページを御覧ください。これは、新たにオンライン予約の対応施設の拡充や、生成AIを活用した業務改善に取り組んだものでございます。

次に、事項別明細書では88、89ページ、2款総務費1項総務管理費9目企画費、ふるさと納税推進費16億1千139万2千340円でございます。主要施策の成果報告書では66ページを御覧ください。これは、返礼品代金やポータルサイトへ支払う手数料等に係る経費でございます。

続きまして、女性活躍推進部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書では90、91ページ、2款総務費1項総務管理費12目男女共同参画活動費、女性のキャリアの保健室事業費344万9千600円でございます。主要施策の成果報告書では61ページを御覧ください。これは、就労継続やキャリア形成に課題が生じやすい女性の就労を支え、長く経済的自立を維持できるよう、専門家がアドバイスする相談窓口の設置に向けて、試行実施とニーズ調査を実施したものでございます。

続きまして、地域振興部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書では88、89ページ、2款総務費1項総務管理費9目企画費、中心市街地活性化推進費4千14万3千39円でございます。主要施策の成果報告書では43ページを御覧ください。これは、買物公園エリアのにぎわい創出などを目的とした社会実験、まちにち計画を実施し、また、駅前広場ではスケートリンクを設置するなど、中心市街地の活性化に関わる取組を実施したものでございます。

次に、同じく企画費にあります、地域公共交通対策費3千603万9千682円でございます。これは、広域バス路線やデマンド交通の維持に向けた支援、路線バス運転手の確保に向けた支援、旭川空港の空港連絡バスへのキャッシュレス決済システム導入に向けた補助、また、ユニバーサルデザインタクシーの導入に対する補助などを行ったものでございます。

続きまして、総務部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書では88、89ページ、2款総務費1項総務管理費8目財産管理費、公用電気自動車導入費561万2千260円でございます。主要施策の成果報告書では58ページを御覧ください。これは、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向けて、公用車に電気自動車を導入したものでございます。

続きまして、防災安全部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書では86、87ページ、2款総務費1項総務管理費5目市民活動費、交通安全対策費1千802万4千863円でございます。これは、市内の各地域や団体、警察などの関係機関と連携を図り、交通安全運動の活動を推進するための運営費の補助や、交通安全の啓発を行ったものでございます。

次に、事項別明細書128、129ページ、9款消防費1項消防費4目防災対策費、防災対策費682万5千174円でございます。これは、市民の防災意識の高揚及び災害による被害の軽減を図るため、旭川市地域防災計画に基づき災害対策等を行ったものでございます。

続きまして、消防本部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書128、129ページ、9款消防費1項消防費3目消防施設費、高齢者等防火安全推進費7千514万9千79円でございます。これは、緊急通報システム事業及び高齢者防火訪問事業を行ったものでございます。

次に、同じく消防施設費、消防自動車整備費2億7千486万1千834円でございます。これは、消防署に配置しております救助工作車1台、高度救命処置用資機材を含む高規格救急自動車1台、消防団が運用する小型動力ポンプ付積載車1台の更新などを行ったものでございます。

続きまして、認定第4号、令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の主な事業の執行状況につきまして御説明申し上げます。

まず、地域振興部所管分でございます。事項別明細書172、173ページ、1款事業費1項事

業費 1 目管理費、駅前広場駐車場運営費 1 千 3 2 2 万 3 千 9 8 8 円でございます。これは、駐車場運営業務に係る委託や賃貸借などを実施したものでございます。

次に、総務部所管分でございます。同じく管理費、公共駐車場運営費 5 千 9 4 4 万 1 千 1 9 4 円でございます。これは、指定管理者業務委託などを実施したものでございます。

以上、総務常任委員会の所管に係る決算の主な概要でございます。

続きまして、議案第 1 号、令和 7 年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、1 ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、住民記録及び謄抄本事務費など 18 事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 億 9 千 1 5 3 万 3 千 円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、7 ページから 8 ページまでの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、7 ページの 22 款繰越金で 1 億 1 千 1 9 9 万 6 千円、8 ページの 24 款市債で 4 億 6 千 5 2 0 万円をそれぞれ追加するものでございます。また、ページを戻って、3 ページの第 3 表、地方債補正では、ごみ処理施設整備事業など 2 件の限度額を変更するものでございます。

続きまして、報告第 1 号、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について御説明いたします。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字額がなかったことから比率が算定されなかったところでございます。また、実質公債費比率につきましては 9.1 %、将来負担比率につきましては 84.2 % となっており、いずれの比率も早期健全化基準には至っておりません。

次に、報告第 2 号、令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてございますが、対象となる 3 会計のうち、水道事業会計、下水道事業会計の 2 会計につきましては、資金不足額がなかったことから比率が算定されなかったところでございます。残る病院事業会計につきましては、7 億 6 9 3 万 5 千円の資金不足が生じたため、資金不足比率が 6.9 % となりましたが、経営健全化基準の 20 % には至っておりません。

以上、よろしくお願ひいたします。

○松本総務部総務監 議案第 18 号及び報告第 6 号につきまして、順次、御説明いたします。

初めに、議案第 18 号の変更契約の締結につきまして、提案理由を御説明いたします。本案は、令和 6 年 6 月 24 日に議決をいただき、契約を締結した、第 2 豊岡団地建替（3）新築工事につきまして、インフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約の変更を行おうとするもので、契約金額 12 億 6 7 0 万円を 12 億 3 千 1 6 9 万 1 4 9 円に改めようとするものでございます。

続きまして、報告第 6 号、専決処分の報告につきまして御説明いたします。

整理番号 1、旭川空港侵入警戒センサー電気設備工事は、本年 4 月 9 日に議決をいただき、契約を締結したるものでございますが、新労務単価への改定に伴う特例措置に対処するため、契約金額 2 億 6 千 9 5 0 万円を 2 億 7 千 1 5 1 万 2 千 4 7 9 円に変更するもので、令和 7 年 7 月 11 日に専決処分させていただいたものでございます。

整理番号 2、豊岡小学校屋体増改築工事は、令和 6 年 9 月 13 日に議決をいただき、契約を締結したものでございますが、インフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約金額 7 億 3 千 4 8 0 万円を 7 億 5 千 3 4 4 万 5 千 6 1 2 円に変更するもので、令和 7 年 8 月 18 日に専決処分させ

ていただいたものでございます。

整理番号3、旭山動物園遊戯施設整備工事は、本年6月26日に議決をいただき、契約を締結したものでございますが、工事箇所の掘削を行ったところ、地下水位が高く、遊具設置後に地面がぬかるんで使用に支障を来すおそれがあることから、当初計上していない暗渠管を施工して排水対策を行うための設計変更に対処するため、契約金額1億5千235万円を1億5千407万7千円に変更するもので、令和7年9月9日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○和田総務部長 報告第3号、専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。庁用自動車による交通事故に関し、損害賠償の額を定めたものでございます。

昨年9月11日、市内神居9条4丁目におきまして、庁用の軽乗用車が北電柱の支線と接触して、同乗していた相手方2名が負傷し、損害を与えたもので、そのうち1名につきましては、昨年の第4回定例会におきまして専決処分の報告をさせていただいたところでございますが、今回は、残り1名の損害賠償の額を80万6千137円と定め、本年7月31日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%でございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者の方々につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、使用料・手数料の改定に関する取組について及び旭川市立大学における地域創造学部の設置認可についての以上2件について、理事者から報告願います。

○熊谷総合政策部長 初めに、使用料・手数料の改定に関する取組について、御報告させていただきます。本日、資料をお配りしております。

使用料、手数料につきましては、前回、令和2年4月に改定を行っております。本市が定める「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針では、4年を目途に必要な見直しを行うことを基本としております。本来は、昨年度が改定の時期でありましたが、新型コロナウイルス感染症に伴うコスト算定への影響等を踏まえ、改定を見送ることとし、令和8年10月からの新料金適用に向けて取組を進めることについて、昨年9月5日に開催されました本委員会で御説明させていただきました。改定作業につきましては、現在、各使用料・手数料のコスト算定を進めております。

今後の取組といたしましては、11月中旬までに改定料金案を取りまとめた後、11月下旬から12月下旬の期間で改定料金案に対するパブリックコメントを実施する予定としております。あわせて、パブリックコメント期間中の11月下旬に全体説明会を2回程度実施し、12月上旬から下旬の間に各施設等で個別説明会を実施するとともに、関係する附属機関等への報告や関係団体等への説明を通じて意見聴取を行ってまいります。その後、パブリックコメント等の意見を踏まえ、2

月中旬までに修正案を取りまとめ、各附属機関等への報告や調査審議を経て、来年4月に最終案を定め、関連議案につきましては、令和8年第2回定例会への提出を予定しているところでございます。

パブリックコメントに関する資料につきましては、11月の完成後、全議員に配付させていただくとともに、各常任委員会で内容等について報告させていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、旭川市立大学における地域創造学部の設置認可について御報告いたします。こちらも資料を御配付しております。

旭川市立大学の地域創造学部については、令和7年3月7日付で文部科学大臣に学部設置認可申請しておりましたが、先月の8月29日付で文部科学大臣より認可を受けたところでございます。

地域創造学部の概要につきましては、地域創造学部地域創造学科は、2年次後期から地域デザインコース、アントレプレナーシップコースの2コースに分かれ、学生定員は1学年100名、全学年400名でございます。学びの内容につきましては、数理、データサイエンス、AIを活用し、地域の人々や団体と協働して課題解決に取り組むとともに、チームで取り組むPBL、プロジェクト型学習を中心に授業を行い、課題解決の試行プロセスとしてデザイン思考を取り入れることで、地域の様々なデータを分析、活用し、課題に対する理解を深め、地域に新たな価値を創造するための学びを実践することを想定しております。あわせて、大学では、新たな施設整備を進めるとともに、入試広報活動を展開するなど、学生を受け入れるための準備を進めております。

公立大学法人の設置者である本市といたしましても、旭川市立大学と連携しながら今後も取組を進めてまいります。

総務常任委員会の皆様には、これまで、大学からの説明の機会をいただいたり、また、大学の視察もしていただきました。改めて、こうした御理解と御協力にお礼申し上げますとともに、引き続きお力添えをいただきますようお願いいたします。

以上、旭川市立大学における地域創造学部の設置認可についての報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、2つ報告があったんですけど、私のほうからは、使用料、手数料の報告について質疑をさせていただきたいと思います。

改めてになりますけど、今回の使用料、手数料の見直しについては、どのような考え方で行われるのか、お示しをいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 使用料及び手数料の見直しは、受益者負担の原則に基づき、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき行うものでございます。

取組指針では、負担の公平性を確保していくため、4年を目途に必要な見直しを行うことを基本としており、本来であれば、前回の全廻的な料金改定から4年が経過した令和6年4月が改定の時期でしたが、コロナ禍における施設の休止等の影響で、複数年の通常期のコスト算定が困難であったため、令和8年10月の改定に向けて、現在、準備を進めているところでございます。

○まじま委員 考え方は今、述べていただきましたけども、使用料、手数料ですね、今、試算とい

うか、素案が検討されていると思うんですけども、どのように算定をされているのか、お示しをいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 使用料及び手数料につきましては、人件費や物件費など、サービスの提供に必要なコストを算定し、サービスが及ぶ範囲や行政関与の度合い等を考慮したコストの負担割合に基づき、受益者に負担を求める料金算定をしております。コストの算定は、直近4年間の実績の平均額が基本となりますが、今回はコロナ禍によるコストへの影響が大きい令和3年度を除いた令和4年度から令和6年度までの3年間の実績の平均額で行うこととしております。

○まじま委員 今、答弁いただきましたけれども、3年間の実績で考えることなんんですけども、この3年という期間を振り返ると、本当に物価や人件費の上昇があって、コストがかなり増加していると思われるんですね。で、新しい料金体系がどんなふうになるかまだ分かりませんけども、現行の料金の2倍になるとか、3倍になるとか、そういうことも検討されているのかどうか、伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 取組指針では、算定した料金が急激に上昇する場合は、激変緩和措置として、改定前の料金の1.5倍を上限と定めているため、改定後の料金につきましては、改定前の料金の1.5倍を超えない範囲で決定することとなります。

○まじま委員 一つ伺いたいんですけど、今回、資料でこれからスケジュールっていうのが示されているわけですけど、11月下旬から12月下旬にかけてパブリックコメントを行うというふうな報告だったかと思います。このパブリックコメントで市民からの反応が多かった場合、素案を再検討することも考えられるのかどうか、伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長 一応、パブリックコメントですんで、市民からの御意見というのを受け止めなければならないところはございますが、やっぱり受益と負担の取組指針という指針に基づいて今回改定を行うものでありますから、そこはいただいた意見と、もちろん、意見が、例えますけども、料金が上がることに反対という意見があったとしても、そこはやっぱり受益と負担の適正化というものは第一に考えなければならないというふうに考えております。

○まじま委員 パブリックコメントは、行政の方向性を決めるたびにいろいろ集めているものではあります。そこに寄せられた意見というのは、非常に重いというふうに思いますので、ぜひそこは尊重していただきたいということを強くこの場で述べさせていただきたいと思います。

最後にしたいと思いますけど、これから、そういう過程を経て、令和8年10月からは新料金になるという報告なんんですけども、今の物価高をどう見るかっていうことがあるかと思うんですね。6月にも私、一般質問で物価高騰のことについて触れて、総合政策部から答弁をいただいた経過がありますけども、もうこの状況の中で、物価高騰対策って何か示されていないなというふうな思いを持っている一方で、こうした行政の部分の新料金ということで値上げを含んだものを提案されるということは、市民生活にどれだけ影響があるかというふうに考えるんです。もう一年延ばすっていう選択肢だって考えられたんじゃないかなと思うんですけど、今のこの新料金が実現された場合に、市民生活にどういう影響があるというふうに考えているのか、考え方を示していただきたいと思います。

○熊谷総合政策部長 まず、物価対策の在り方というか、以前の御説明に対しての確認という部分のお話なのがなと思っています。

今、物価の状況につきましては、直近で、全国消費者物価指数などを拝見いたしますと、ここ数か月で、前年同月比の伸び率、そういった部分は鈍化している、そういったことではございますが、依然として高い状況にあるといった認識は持っています。

先ほど、次長のほうからもお話がありましたが、本日、御報告させていただきました、使用料、手数料の見直しというのは、受益と負担の観点から取組を進めていく、そういった必要があるということで、昨年も常任委員会で御説明させていただき、今日、スケジュールの説明をさせていただきました。一方、物価対策につきましては、私ども、先ほどちょっと申し上げましたけど、物価の状況であったり、また、様々な御意見等も把握しながら、またあわせて、今、国でもいろんな動きがありますので、今後、国の支援の内容、そういったことも注視して、さらにその内容だとか規模感ですね、こちらのほうもしっかり検討して、まじま委員さんが御心配されていましたが、真に支援が必要な方には支援が行き届くように、速やかに検討して対応してまいりたいと、そういった思いでございますので、まずは、使用料、手数料のスケジュールと、また、物価高騰対策と別に考えていただきながら、しっかり物価対策を進めてまいりたいと、そういった思いでございますので、よろしくお願ひいたします。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市行財政改革推進プログラム2024の進行状況について、理事者から報告願います。

○浅利行財政改革推進部長 旭川市行財政改革推進プログラム2024の進行状況につきまして、御報告を申し上げます。

このプログラムにつきましては、昨年4月に策定しまして、その取組期間を令和6年度から令和9年度までとしており、今回、令和6年度の取組状況をまとめたところでございます。

お手元に御配付申し上げました資料の1ページ目に全体の概要を記載しております。取組の進行状況の実施件数でございますが、プログラム全体の取組54項目のうち、既に実施済みのものがゼロ件、予定どおり進んでいるものが50件、予定より遅れているものが4件、実施年度未到達のもの及び実施不可のものがそれぞれゼロ件となってございます。

次に、下の表、財源確保額に関する状況でございますが、収入の確保目標額を令和9年度予算編成時までに累計で47.1億円としているところ17.0億円を、また、支出の抑制につきましては、目標を41.9億円としているところ18.5億円をそれぞれ確保したところでございます。合計で申し上げますと、89億円の目標額に対しまして35.5億円を確保したという取組状況となってございます。

次に、2ページ目から35ページ目までは、個別の取組項目につきまして、令和5年度までの経過あるいは背景でありますとか、令和6年度の実績、進行状況、財源確保額、そして令和7年度以降の予定等を整理してございます。

進行状況の概略につきましては以上でございますが、取組内容といたしましては、おおむね予定どおり進んでいるというふうに認識しておりますが、引き続き行財政改革に努めてまいりたいと考えてございます。なお、本件につきましては、この委員会の報告後にホームページ等によりまして

公表する予定としております。

行財政改革推進プログラム2024の進行状況につきましては以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、「(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン案(骨子)」に対する意見提出手続の実施結果について、理事者から報告願います。

○片岡女性活躍推進部長 「(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン案(骨子)」に対する意見提出手続の実施結果について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。意見提出手続は、6月27日から7月31日までの期間で実施したところです。意見は、個人3件、団体1件の合計4件です。その内容は、男女共同参画自体への反対意見が1件、プラン案(骨子)への賛同意見が2件、プラン案(骨子)の内容に基本的には賛同しつつ、表現の改善等の提案が1件でした。これらの意見を受けて、プラン案(骨子)の文面を修正し、プラン本体の内容に反映させてまいります。なお、プラン案(骨子)の方向性を大きく変更するものはありませんでした。

この意見提出手続の結果は、女性活躍推進部、市政情報コーナー、各支所及び公民館等に資料を配置するほか、本市のホームページに掲載し、公表してまいります。

今後、旭川市男女共同参画審議会、旭川市男女共同参画推進本部会議を経て、今年度末までに計画を改定する予定です。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市内部統制評価報告書及び審査意見書について、理事者から報告願います。

○和田総務部長 令和6年度内部統制評価報告書及び審査意見書について、御報告を申し上げます。

初めに、提出資料のうち、内部統制評価報告書を御覧ください。

本制度は、地方自治法において、導入の努力義務が課せられたもので、事務処理に係るルールや仕組みが機能しているかについて、自ら確認し、不適切な事務処理の再発防止を図ることを目的としてございます。このたび、令和6年度の内部統制の結果を評価し、報告書を作成いたしましたので、地方自治法第150条第6項の規定に基づき提出いたします。

報告書の内容につきましては、1ページ及び2ページには、内部統制の範囲や重要リスク項目の選定の考え方などについて記載しております。次に、2ページから4ページまでは、評価手続及び評価結果について記載しており、評価結果の概要につきましては、業務レベルにおいて、誤りは発生していないものの、規定どおり事務を行っていなかった制度設計上の不備が1件、実際に誤りが発生した制度運用上の不備が66件ございました。また、本制度では、市及び市民に対し、大きな経済的、社会的な不利益を生じさせたもの等を重大な不備として評価し、報告書に記載することと

しておりますが、重大な不備はございませんでした。次に、5ページには、令和6年度の本市の重要リスクを、6ページから17ページまでは、全庁的な内部統制の取組内容と評価結果を掲載しております。18ページ及び19ページには、業務レベルのリスクの選定状況や不備の件数を記載しており、20ページには、不備が多かった項目の主な内容を記載しております。令和6年度で最も多かった項目は、申請書等の未処理、処理誤り、処理遅れでございました。当該項目等においては、各課で新たな対応策を講じ、再発防止に努めているところでございます。

次に、提出資料のうち、審査意見書を御覧ください。

本制度においては、報告書を監査委員の審査に付して議会に提出することとなっており、最後のページに記載のとおり、本件の評価手続及び評価結果は相当であるとの審査結果をいただいております。

なお、本報告書及び審査意見書につきましては、本委員会終了後に全議員に配付するとともに、今後、ホームページに掲載するなど、広く公表してまいります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市国民保護計画の変更について、理事者から報告願います。

○内村防災安全部長 旭川市国民保護計画の変更について御報告いたします。皆様には資料を配付させていただいております。

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定により、国の基本指針及び北海道国民保護計画に基づき作成するものでございます。

今回の変更内容につきましては、令和7年度の本市組織の一部変更に伴い、旭川市国民保護対策本部の組織、事務分掌の一部修正と、本市の人口や世帯数など、経年による統計資料数値の変更に伴い、統計数値の修正をしているところでございます。なお、本計画の作成や変更に当たっては、旭川市国民保護協議会へ諮問の上、北海道知事に協議し、旭川市議会へ報告するとともに公表することとされておりますが、今回の変更につきましては、国民保護法施行令第5条の規定による軽微な変更に該当するため、旭川市国民保護協議会への諮問、知事への協議については必要とされていない変更内容となっております。

今後の予定としましては、ホームページにより公表いたしますとともに、関係機関等に対し周知をいたします。

以上、旭川市国民保護計画の変更について、報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、マイナ保険証を活用した救急業務（マイナ救急）の実証事業の実施について、理事者から報告願います。

○河端消防長 それでは、マイナ保険証を活用した救急業務（マイナ救急）の実証事業の実施について、御説明を申し上げます。資料を御覧ください。

初めに、1の実証事業についてでございますが、総務省消防庁では、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組であるマイナ救急の全国展開に向け、令和6年度に実証事業を実施し、救急隊専用のシステムを構築したところでございます。令和7年度の実証事業は、当該システムを使用し、本市を含む全国720の消防本部全てが参加して、本年10月1日から全国一斉に開始されることになりました。

次に、2の目的と期待する効果でございますが、マイナ救急は、救急隊員が傷病者の同意を基本としてマイナ保険証を活用し、病院選定等の情報を把握することにより、救急業務の円滑化を図ることを目的としております。救急隊員が救急車に配備されたタブレット端末を使用して、傷病者のマイナ保険証から受診歴や病歴などの情報を閲覧することで、傷病者が救急隊に情報を伝える負担の軽減や、傷病者に適応する搬送先医療機関の円滑な選定などの効果が期待できるものでございます。

次に、3の実証事業の開始日と救急隊でございますが、実証事業は本年10月1日から実施し、本市消防本部の管轄内では、24時間稼働する14の救急隊が参加をします。

次に、4の実証事業終了後の予定でございますが、令和8年4月1日からは、実証事業で使用した機材一式が総務省消防庁より無償貸与されることから、これらの機材を活用し、マイナ救急事業を継続する予定でございます。

最後に、5の市民への周知方法でございますが、市のホームページのトップページや、デジタルサイネージに掲載するとともに、各町内会にチラシの回覧を依頼し、市民の皆様へ実証事業への御理解、御協力を求めているところであります。また同時に、マイナ保険証の携行についてもお願いをしているところでございます。資料の2枚目には、市のホームページ等への掲載と、町内会に回覧を依頼したチラシを添付しております。

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、報告いただきましたので、何点か確認をさせていただきたいなと思います。

まず、マイナ保険証がこれは必要になってくるということなんですけども、マイナ保険証の登録率といいますかね、それがどのぐらいあるのか、まずは確認できた情報を教えていただきたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 旭川市のマイナ保険証の利用登録率についてですが、保険にも様々な種類があることから、全保険者を統括しているところがないため、全体数を把握することはできませんでした。参考として、数値を把握できた情報は、国民健康保険利用者に係るもので、令和7年9月17日時点における利用者のマイナンバーカード保険証利用登録率は約70%とのことでございました。

また、全国のマイナンバーカードの保険証利用登録率は、デジタル庁のホームページに掲載されておりまして、令和7年9月17日時点において86.6%となっております。

○まじま委員 そういう状況なんですね。

今の報告で、救急隊員が傷病者の同意を基本としてマイナ保険証を活用すると。で、資料2枚目

の絵を見ると、本人が意思表示できる、そういうことの絵が描かれているんですけど、そうじゃない場合だってあるわけですよね、本人の意識がないとかっていうこともあって。そういうときの対応の仕方といいますか、情報を閲覧するっていうことの法的な根拠はどこにあるのか、それをお示しいただきたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 個人情報の取得や利用に関して、本人の同意が必要であることは、個人情報の保護に関する法律に定められており、マイナ救急においても、情報の閲覧については本人の同意を原則としているところでございます。しかしながら、本人の同意取得は困難で、かつ傷病者の生命、身体の保護が必要であると判断した場合においては、傷病者の同意を得ることなく情報の閲覧が可能とされております。これにつきましては、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第2号などの規定によると総務省消防庁により整理がされているところでございます。

○まじま委員 続いて、マイナ救急で傷病者のどのような医療情報を閲覧することが可能なのか、教えていただきたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 マイナ救急では、救急隊が一度に閲覧できる情報は3点ありますて、1点目は、過去3か月分の医療機関の受診歴や処方薬を要約した救急用サマリーという情報、2点目は、過去5年分の医療機関の受診歴や処方薬、3点目は、直近5回分の健康診断の結果となります。

○まじま委員 この救急隊との対応で何が大事かっていうと、時間が一分一秒を争う、この図のように、本人の意思表示ができるんじやなくて、もう意識がない、そうした方を前提にちょっと話を伺いたいんですけども、そうした場合に、医療機関に搬送することがまず優先されるんじやないかと私は思うんですけども、このマイナ保険証を利用して情報を確認するっていうことが安全性にどうなのかなというふうに思っていまして、その辺についての考え方をお示しいただきたいというふうに思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 令和6年度に総務省消防庁が実施しましたマイナ救急システムを用いたシミュレーションでは、救急現場で情報閲覧までに要する時間は、30秒から1分程度でありました。これについては、活動の流れを止めることなく閲覧できたとの報告がございます。

また、救急現場では、原則として、傷病者の応急処置などと並行して情報収集を行いますが、傷病者の状態等を考慮し、マイナ救急の実施が困難であると救急隊長が判断する場合には、システムへのアクセスをすることなく、通常どおりの活動で搬送先医療機関の選定を行うものでございます。

○まじま委員 現場での判断が優先されるということありました。

先ほどもお話ししましたように、救急隊が呼ばれるという中で、一分一秒、一刻を争う通報があるわけですよね。その中で、119で受けたときに、マイナ保険証を用意してくださいとか、探してみてくださいとかって、そういうことになるのかどうか、そういうことが、今後ルーチンの中の一つに入るのかどうかについて確認をさせていただいて、この点についての質疑を終えたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 119番に入電があった場合、出動場所の住所が判明した時点で出動指令がかかり、救急隊が出動する体制となっております。救急隊が現場に到着するまでの間に、司令員が傷病者の症状や既往症などを聴取するほか、お薬手帳などの用意をお願いしております。

ますが、これに併せてマイナ保険証の用意をお願いすることになっておりますので、マイナ保険証の説明のために救急隊の現場到着が遅れることはないと考えております。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言はございますか。

○佐藤委員 ちょっと確認です。今、まじまさんが言ったことにちょっと関連するんですが、実は、私の親戚で、最近、札幌の方が、朝方、奥さんがトイレに行って、一緒に寝ていたわけですが、帰ってこない。で、旦那さんが行ったら倒れていた、こんな感じの事象が起こって、実際はもう亡くなってしまったんですけど、今の実証の考え方、令和6年度の成果で、高齢夫妻っていうのでちょっとあったんですけども、これはマイナンバーカードを活用するということですけど、例えば、旦那さんなり奥さんなりが、その旦那さんのマイナンバーカードを、これ使ってくださいって言った場合は、それは対応するのかどうか、そこをちょっと1点確認したいんですが、どうなんですか。本人はもう倒れてね、さっきもちょっと説明があったんですが、実際に、そういう状態でマイナンバーカードを奥さんなり旦那さんが本人のものを出した場合、それはどういうふうな感じなんですかね、使ってもいいということなんですか。

○原井消防本部警防課救急担当課長 基本的に御本人の同意が得られた場合ということになっておりますが、今の御質問だと、傷病者の方が倒れられていて、意識がない、これにつきましては、身体、生命を保護するために本人の同意がなく閲覧が可能な状態というふうに判断できると思います。この場合において、御家族から提示されたマイナンバーカードを用いまして情報を閲覧することは、今回、総務省消防庁が想定している実証事業の中では可能ということになります。

○佐藤委員 そうなんですね。

だから、僕は文句を言っているわけじゃなくて、どうですかと。旦那さんなり奥さんのマイナカードがどこにあるかとか、そういうことをしっかりと掌握して、こういう制度が、今度、マイナンバーカードを活用した救急が始まりますから、そういうことに活用してくださいということもね、これは僕の意見ですよ、併せて皆さんにね、これには書いてないかもしれないけど、結構そういうことっていうのは非常に重要な気がするんですよね、先ほど言われたように。僕も最近、マイナンバーカードを保険証とリンクアップして、お薬カード何とかってずっと言われていて、今、それをやらなくて済むようになったんですよね。物すごい便利なんですよ。ということは、それをうまく活用する方向にね、何かこうアドバイスを、これは総務省が決めているんだから、旭川市がどうのこうのということはできないかもしれませんけど、この事業を進める上でちょっとそういうこともポイントとしてどうなのかというのを、責任者からちょっと御意見をいただきたいと思います。

○河端消防長 私も救急車には結構乗っていたんですが、これからやっぱり高齢者が増えてくる、特に75歳以上の超高齢者の方が増えてきて、高齢の夫婦のお宅って結構行くんですよね。やっぱり、配偶者でも分からぬこともありますんで、その詳細な、特に難しい病名とかってなかなかお年寄りの方って覚えられないというのもありますんで、同意を得られれば、それを見せていただいてっていうのもありますし、また、認知症の方も結構いらっしゃるんですよね。一人暮らしつていうのもありますんで、マイナカードをうちらが探すことはできないんですけど、警察の方とか、そういう身元、実際に携帯物チェックとかもできますんで、そういう方にも協力を得ながら、要するに、あくまでも生命、財産の保護がやっぱり大事なので、緊急性がある場合には、同意を得ずに閲覧をさせていただくこともあると思います。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市長選挙及び旭川市議会議員補欠選挙の結果について、理事者から報告願います。

○長谷川選挙管理委員会事務局長 旭川市長選挙及び旭川市議会議員補欠選挙の結果について御報告します。資料を御覧ください。

まず、1の日程ですが、今回の選挙は8月31日に告示し、期日前投票は翌9月1日から6日まで実施、9月7日に投開票を行いました。

2の投票結果ですが、(1)の旭川市長選挙については、有権者数27万1千549人、投票者数11万2千782人、投票率は41.53%となり、令和3年、前回の投票率49.45%より7.92ポイント低下しました。(2)の旭川市議会議員補欠選挙については、投票率41.52%となり、令和5年、前回の39.12%より2.4ポイント上回りました。

3の投票率の推移は、旭川市長選挙の過去4回の投票率の推移を記載しております。これは、後ほど御覧いただければと思います。

4の期日前投票については、9月1日から、総合庁舎、支所7か所と、商業施設については、フィール旭川、イオン旭川西店、メガセンタートライアル旭川店、アモールショッピングセンターの計12か所のほか、移動期日前投票所として、大学等2か所を巡回しました。期日前投票者数は4万2千746人となり、前回の3万9千147人より約3千600人、投票者数に占める割合は10.07ポイント増加となりました。

最後に、資料には記載していませんが、開票について御報告します。今回の開票は、総合体育館で行い、開始は午後9時20分、そして、旭川市議会議員補欠選挙は午前0時30分に確定、旭川市長選挙は午前1時10分に確定し、午前1時45分に開票所を閉鎖しました。

以上です。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

---

散会 午後1時59分